

地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所  
生物多様性センターサポートスタッフ制度運営要領

(目的)

第1条 本制度は、地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所 生物多様性センター（以下、「センター」という。）の事業や、活動に賛同する者をサポートスタッフとして登録し、生物多様性に関する講座、実習等の学習機会を提供するとともに、一般府民を対象とした体験学習、観察会等を協働して実施するなどにより、生物多様性を保全する活動のリーダーとしての資質の向上を図り、広く生物多様性保全のための普及啓発活動の推進に資することを目的とする。

(名称)

第2条 本制度の名称は「生物多様性センターサポートスタッフ制度」とし、活動等における呼称は「大阪府立環境農林水産総合研究所 生物多様性センターサポートスタッフ」とする。なお略称として「おおさか生物多様性センターサポートスタッフ」を用いることができる。

(制度の運営)

第3条 本制度の運営は、センターにおいて行う。

(サポートスタッフの募集・登録等)

第4条 サポートスタッフへの応募、登録等については次のとおりとする。

- (1)本制度の目的に賛同する満 16 歳以上の者は、サポートスタッフに応募することができる。ただし、満 18 歳未満の者の応募には保護者の同意を必要とする。
- (2)本制度への応募は、センター所定の様式に住所、氏名、年齢、電話（FAX）番号、E-mail アドレスを記して行う。
- (3)サポートスタッフ申請者に対する登録は、センターにて行う。
- (4)サポートスタッフとして登録された者は、活動に参加することができる。また活動時には、名札を貸与する。
- (5)サポートスタッフの登録期間は、毎年度末（3 月 31 日）までとする。ただし、翌年度の登録を希望する者については、その更新を妨げない。
- (6)センターは毎年度末、当該時点で登録されているサポートスタッフに対して、翌年度の登録の希望の有無を聴取するものとし、これの希望があった者についてのみ登録更新の手続きを行う。
- (7)迷惑、違反行為等により本制度の活動、運営に支障をきたすような行為があった場合、センターは当該者の登録を抹消することができる。

#### (活動内容)

第5条 サポートスタッフの活動内容は次のとおりとする。ただし、満18歳未満の者は保護者や教員等の監督者と参加するものとする。

- (1)生物多様性に関する講習会、普及啓発や調査手法に関する実習の受講
- (2)センターが実施、参画する生物多様性に関する調査や普及啓発事業のサポート

#### (自主活動)

第6条 サポートスタッフは第2条の呼称、略称を用いて、本制度の目的に合致する次の自主活動を行うことができる。実施を希望する場合は、事前に実施計画を記した申請書をセンターに提出し、承認を得ること。実施後は報告書をセンターに提出する。自主活動に対し、センターは所属する職員の中から担当者を選任し、助言などの支援に努めるものとする。なお、自主活動の承認の前後に関わらず、本制度の目的に合致しない場合には、理事長は自主活動に対し第2条の呼称、略称の使用を禁止することができる。

- (1)地域の生物多様性や生き物の調査、保全、普及啓発に関する活動
- (2)これらの活動に関する発表等
- (3)その他、本制度の目的に合致する活動

#### (報酬・交通費)

第7条 サポートスタッフの活動に対する報酬は無給とする。また、交通費についても、自己負担とする。

#### (個人情報の保護)

第8条 サポートスタッフの個人情報は、本人への連絡、本制度関連の情報の提供および本制度に対する意見の聴取など本制度の運用に必要なものに限り使用するものとする。

#### (安全配慮)

第9条 本制度に基づく活動にあたっての安全対策は、サポートスタッフ自らが十分配慮して行うこととし、不慮の事故、傷害等が発生した場合にあっても、原則として自己責任により対処するものとする。

#### (傷害保険)

第10条 サポートスタッフとして登録された者に対しては、センターの負担により、ボランティア保険に加入する。

#### (その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、本制度の運用について必要な事項はセンターにお

いて別途定める。

附則 1 この要領は平成 28 年 8 月 1 日から適用する。平成 24 年 4 月 1 日制定の「大阪府環境農林水産総合研究所「水生生物センターサポートスタッフ制度」運用規約」は廃止する。

附則 2 この要領は平成 30 年 1 月 1 日から適用する。

附則 3 この要領は平成 30 年 4 月 1 日から適用する。